

京都市興行場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月12日

京都市長 門川 大作

京都市規則第59号

京都市興行場法施行細則の一部を改正する規則

京都市興行場法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第3条第4号オ中「流水式手洗い設備」を「流水式手洗い設備」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「営業者」を「興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 興行場営業を譲り受けたときは、次に掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）

イ 譲渡契約書その他の興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

第1号様式（表面）中「※」を削り、

「

仮設又は臨時の興行場の興行期間		年 月 日から 年 月 日まで
営業の譲受け	譲受けの有無	<input type="checkbox"/> 有 <span style="font-size: 2em;">{</span> 許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号 <span style="font-size: 2em;">}</span> <input type="checkbox"/> 無
	変更の有無	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 営業の種別 <input type="checkbox"/> 構造設備） <input type="checkbox"/> 無

を

「

仮設又は臨時の興行場の興行期間	年 月 日から 年 月 日まで
-----------------	-----------------

に

改め、同様式（裏面）注以外の部分中「※」を削り、同様式（裏面）注1及び3を削り、同注2を同注とする。

第2号様式注以外の部分中「相続」を「譲渡 相続」に、「相続開始、合併又は分割の」を「地位を承継した」に改め、同様式注2中「届出者が法人である場合は、記入する必要はありません」を「区分が相続の場合にのみ、記入してください」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規則の施行の日前に興行場法第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の京都市興行場法施行細則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)